

**【学生用】神戸総合医療専門学校**  
**新型コロナウイルス感染防止ガイドライン**

第1版 2020.12

第2版 2021.4

第3版 2022.4

目次

1. 感染防止対策について	1
1) 健康管理.....	1
2) マスクの着用.....	1
3) 手洗いの徹底、アルコール消毒の使用.....	1
4) 3密の回避.....	1
5) 換気の徹底.....	1
6) 消毒の実施.....	1
2. 通学について	1
1) 公共交通機関.....	1
2) 徒歩通学.....	2
3. 対面授業の実施について	2
1) 受講時の注意事項.....	2
2) その他.....	2
4. 学内施設の利用について	2
1) セミナールーム、フリースペース.....	2
2) 食堂.....	2
3) 図書室.....	3
4) コンビニエンスストア.....	3
5. アルバイトについて	3
6. 感染または感染の疑い等がある場合の対応について.....	3
1) 発熱等の症状がある場合.....	3
2) 感染が判明した場合.....	3
3) 濃厚接触者に該当した場合.....	4
4) 基礎疾患等を有する場合.....	4
7. 個人情報の取り扱いについて	4

## ガイドラインの趣旨

神戸総合医療専門学校は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面授業を中心としながら、オンライン授業も組み合わせて教育活動を行っています。対面授業の実施に当たって、教職員が最大限の感染防止対策を講じるとともに、学生自身も当事者として感染予防に努めていただくためにガイドラインを制定しています。ただし、本ガイドラインは学校全体のものです。各学科により個別に指示があった場合は、その指示に従ってください。

なお、地域の感染状況等により、本ガイドラインの見直しを行う場合があります。

### 1. 感染防止対策について

#### 1) 健康管理

- (1) 毎朝、自宅で検温および感冒様の症状の有無を確認してください。
- (2) 健康管理の際は、体調チェックシートを利用して記録し、登校時は教務へ提出してください。
- (3) 発熱、咳嗽、咽頭痛等のコロナ感染症が疑われる症状がある場合は、登校せず自宅で待機してください。

#### 2) マスクの着用

- (1) マスクは各自で持参し、学内では必ず着用してください。
- (2) 食事時の会話は謹んでください。食事中以外は必ずマスクを着用し、会話時には顔を近づけすぎないように心掛けてください。

#### 3) 手洗いの徹底、アルコール消毒の使用

- (1) 登下校時、食事前、各施設・教室への入退室時には、石鹸と流水による念入りの手洗いを励行してください。
- (2) 手洗いの時間が取れない場合は、適宜アルコール消毒を行ってください。

#### 4) 3密の回避

- (1) 学内外を問わず、密閉空間、密集場所、密接場面を避けてください。
- (2) 人との間隔をできるだけ2m（最低1m）保ってください。

#### 5) 換気の徹底

- (1) 教室、実習・演習室、ロッカー、食堂、図書館等の各施設では、適時窓や出入口を開けて換気を行います。
- (2) 冷暖房使用時も換気を行います。

#### 6) 消毒の実施

教室、実習・演習室、食堂等は毎日消毒を行います。

### 2. 通学について

#### 1) 公共交通機関

- (1) 混雑を避けた時間帯や比較的すいている車両の利用をお願いします。
- (2) 特別な理由がない限り待合中や乗車中は必ずマスクを着用してください。
- (3) 乗車中の会話はできるだけ控えてください。
- (4) 乗車中に手すりやつり革を利用した際は、手で顔を触らず、利用後は念入りの手洗いを心

掛けてください。

(5) 咳エチケットを心がけてください。

## 2) 徒歩通学

(1) 人との距離を保って（1m以上離れて）歩いてください。

(2) 特別な理由がない限り通学中はマスクを着用してください。

(3) 咳エチケットを心がけてください。

(4) 夏期においては、熱中症に注意してください。

## 3. 対面授業の実施について

### 1) 受講時の注意事項

(1) 各教室では、学生同士の間隔が2m（最低1m）になるよう座席を配置しています。

(2) 座席を指定されている場合には、定められた場所に着席してください。

(3) 飛沫感染防止のため、至近距離での会話は避けてください。

(4) 授業内容によって、フェイスシールドの着用や、機器・備品の消毒を求めることがあります。教員から指示があった時は必ず従ってください。

(5) ロッカー室等では不要な会話や飲食をせず、着替えも一定の距離を保ちながら速やかに済ませてください。

### 2) その他

授業の補講等がある場合は、適宜、教員より連絡があります。指示に従ってください。

## 4. 学内施設の利用について

### 1) セミナールーム、フリースペース

(1) 飲食時（マスクを外した状態）の会話は厳に慎んでください。

(2) 食事・お菓子をシェアして食べることは避けてください。飲み物の回し飲みする行為は、感染のリスク上、非常に危険ですから止めてください。

(3) 席に座る際は最低1m離れて座ってください。

(4) 食事のごみは、食後速やかに片づけるようにしてください。

(5) 利用後は机上进行き、ゴミ等は必ずごみ箱に捨ててください。

(6) 着座可能な椅子の移動・向きの変更、机を移動して使用することは禁止します。

(7) 握手やハグ等お互いの体に接触する行為はできるだけ避けてください。

(8) 咳エチケットを心がけてください。

(9) その他不明な点は学科教職員に確認してください。

### 2) 食堂

(1) 入室、食券購入時、食品受け取り時等では1m以上の対人距離を確保し、順序良く並んでください。

(2) 着座可能な席に座ってください。×印の座席には座らないでください。

(3) 着座可能な席に限りがありますので、食事が終われば速やかに席を譲ってください。

(4) 食事中（マスクを外した状態）の会話は厳に慎んでください。

(5) 食後は各自で利用した机上进行き設置の消毒液とティッシュペーパーで消毒してください。

(6) 食事の際に出たごみは、自分でごみ箱に捨ててください。

### 3) 図書室

#### (1) 利用上の注意

- ①入室時には必ず手指消毒をして利用してください。
- ②対人距離を確保するため、座席数を制限しています。各科においては、各科教員の指示に従ってください。
- ③密を避け、対人距離（最低1m、できれば2m）を確保してください。
- ④できる限り静かに利用してください。

### 4) コンビニエンスストア

1m以上のソーシャルディスタンスを確保して利用してください。床に貼ってあるシールや印に従って並び、昼のピーク時間帯は一方向に進んでください。

### 5. アルバイトについて

体調管理、感染予防対策を十分に行い、次の場所でのアルバイトは出来る限り控えてください。  
アルコールを提供する居酒屋、カラオケボックス、ゲームセンター など

### 6. 感染または感染の疑い等がある場合の対応について

#### 1) 発熱等の症状がある場合

- (1) 感染の可能性があるため、必ず自宅で待機してください。
- (2) 速やかに所属学科へ電話で状況を報告し、必ず医療機関を受診してください。
- (3) 医師の診察により、原因がわかるまでは出席停止となり「公認欠席」とします。
- (4) 登校時は、受診時の領収書を所属学科に提出してください。
- (5) 公認欠席期間中の対面授業については、オンラインなど別途の学修機会が確保されます。

#### 2) 感染が判明した場合

- (1) 上記『1) 発熱等の症状がある場合』と同様に、出席停止となり「公認欠席」とします。
- (2) 速やかに所属学科へ電話で状況を報告し、指示に従って下さい。報告時に必要な項目は以下の内容です。
  - ① 症状が最初に現れた日時
  - ② 現在の症状（発熱、咳嗽、咽頭痛など）
  - ③ 受診医療機関名
  - ④ 検査を実施した日（PCR 検査、抗原検査）
  - ⑤ 「陽性」が判明した日
  - ⑥ 担当医の所見・治療方針等
  - ⑦ 症状が最初に現れた日の「2日前」からの行動履歴（学内、飲食や共用物の使用など）
  - ⑧ 一人暮らしの学生の場合は保護者への連絡の有無、今後の生活について
  - ⑨ その他（海外渡航歴の有無など）
  - ⑩ 保健所からの指示内容（自宅待機期間やその後の行動に対する具体的な指示など）
- (3) 休日・夜間により学科へ電話ができない場合は、所属学科へactive!mailで報告し、改めて電話で連絡してください。

- (4) 出席停止期間は、保健所等から登校の許可が出るまでとします。
- (5) 出席停止期間中は不安なことなどがあれば、一人で抱えず所属学科に相談してください。  
また、こころのケアの相談場所として学校のスクールカウンセリングでも対応をしています。  
カウンセリングの予約は学生支援係または学校ホームページから可能です。

### 3) 濃厚接触者に該当した場合

- (1) 上記『(2) 発熱等の症状がある場合』と同様に、出席停止となり「公認欠席」扱いとし、同様の手続きが必要となります。
- (2) 出席停止期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して原則7日間としますが、保健所等の指示を優先とします。
- (3) 出席停止期間は、保健所から登校の許可が出るまでとします。その際は、所属学科へ電話し報告をし、学科の指示に従ってください。

### 4) 基礎疾患等を有する場合

- (1) 対面授業を受講するにあたり、基礎疾患等を有するため新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は、主治医（医療機関）に相談してください。
- (2) (1)により、対面授業を受講することが困難と主治医（医療機関）が判断した場合は、所属学科へ連絡をしてください。診断書もしくは障害者手帳等を確認の上、オンラインでの学修機会を確保します。

### 5) その他

以下のように感染の疑いがある場合は、無理に登校せず、所属学科へ連絡、相談をしてください。

- ・新型コロナウイルス感染症と確定した者と接触した場合
- ・新型コロナウイルス感染症の疑いがある者の気道分泌液、体液、糞便などの汚染物質に触った、それらの処理作業に携わった、あるいは、それらの近くにいた場合
- ・同居する家族など、新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合

<公認欠席扱いについて>

公認欠席は、原則、受診時の領収書、登校許可書、診断書など証明ができるものを所属学科に提出し認められます。（下表参照）

	当日	翌日以降
電話連絡にて欠席	受診	感染症 (-) 欠席
		感染症 (+)
登校後、体調不良にて早退※	受診	感染症 (-) 欠席
		感染症 (+)
※感染症の可能性がある場合	色付き：公認欠席期間	

### 7. 個人情報の取り扱いについて

- (1) 混乱を生む不確定な情報の発信や、感染者等の誹謗中傷などを記したSNS等の情報拡散を禁じます。

(2) 感染者等に対する偏見や差別が一切あってはならないことを、常に意識してください。

【新型コロナウイルス感染症について】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【都道府県別/新型コロナウイルスに関する相談・医療に関する情報や受診・相談センター】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)